

「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
(主要行等) (中小・地域) 全体	本改正案で新たに盛り込まれた内容を見ると、現状各行が当然に取り組んでいると思われる内容を含め、リスク管理の詳細にまで踏み込んだ記述が見られるが、本年4月に当局と業界との間で「金融サービス業におけるプリンシプル」が共有されたこと等を踏まえ、と、「ルールベースの監督とプリンシプルベースの監督の最適な組合せ」という観点から、プリンシプルに委ねられる部分もあると考えられるため、官民の対話を継続し、規定の簡素化等について検討をお願いしたい。	金融庁においては、ベターレギュレーションの一環として金融機関との対話の充実に向けて取組みを実施しているところですが、今後とも、このような取組みを継続しながら、適切な規制のあり方について検討を続けてまいります。	社団法人 全国地方銀行協会
(主要行等) Ⅰ-1-1-2(2) (中小・地域) Ⅲ-1-1-2(2)	「徴求した各種情報の蓄積及び分析を踏まえ、リスク管理の観点から重要となる分野や課題を抽出し、銀行に適時に還元する…」とあることから、現在のオフサイト・モニタリングでは還元対象外となっている「MK020金利リスクサマリ」についても、既に還元対象となっているデータと同様にデータを還元いただきたい。	プログラムの改修が必要となる可能性もあることから、要望通りの対応ができるかは分かりませんが、その内容に応じて検討させていただきます。	社団法人 第二地方銀行協会
(主要行等) Ⅲ-2-3-2-1-2(9)④	「カウンターパーティの(デフォルト)リスクが高まる場合」を、ストレスシナリオに勘案することと解釈してよいか。	ご指摘のような場合を含め、市場流動性が低下する状況等を勘案した適切なストレステストが実施されるべきだと考えております。	信託協会
(主要行等) Ⅲ-2-3-2-1-2(9)④ (中小・地域) Ⅱ-2-4-2(6) ④	デリバティブ取引等の主なカウンターパーティの信用リスク管理について、「市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施」との記述があるが、このストレステストについては具体的にどのようなシナリオを想定しているのか。	例えば、カウンターパーティが保有する投資商品の市場流動性低下に伴う信用悪化等のシナリオが考えられるところですが、具体的なストレステストの内容については、外部環境(経済・市場等)、各行の業務内容やリスク特性等に応じて異なるものと考えます。	社団法人 全国地方銀行協会

<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (1)~(3) (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(1) ~(3)</p>	<p>バーゼルⅡの建付け・構造として、「証券化エクスポージャー」については、第1の柱では、第8章において「証券化エクスポージャーの信用リスクアセットの計算」等の規定があるように、信用リスクのリスクカテゴリーに入っている一方で、今回の監督指針の改正案では、市場リスクのカテゴリーにおいて規定を組み込んでいますが、全体として整合性を取るべきと考えるがどうか。</p>	<p>バーゼルⅡの第1の柱は、全ての金融機関に一律に適用される所要自己資本算定の観点から、金融機関が保有する証券化エクスポージャーに関し、一定の定義を設けた上で、信用リスクの計測について定めたものですが、他方、今回の監督指針の改正は、クレジット商品等も市場性を有するものもあることから、その商品特性に応じたリスク管理の観点から、留意すべき事項を着眼点として別途記載するものです。 但し、上記のような考え方のもと、市場リスク管理の区分に記載していますが、ご指摘部分の監督指針の基本的な考え方については、信用リスク管理の観点においても当てはまるものと考えております。</p>	<p>社団法人 第二地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (1)③ (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(1) ③</p>	<p>「市場関連リスク管理に当たっては、」との表現があるが、大項目の標題は「Ⅱ-2-5 市場リスク」とある。「市場関連リスク」と「市場リスク」は同義か。同義なのであれば、表記を統一してはどうか。</p>	<p>市場関連リスクとは、市場リスク及び市場リスクに付随する信用リスク等の関連リスクを含むものです。</p>	<p>社団法人 全国地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (2)① (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(2) ①</p>	<p>今回の改正案では、「特に、特殊なリスク特性を有する保有資産のリスクを適切にとらえているか。」とされているが、 ○「特殊なリスク特性を有する保有資産」とは具体的にどういった資産を指すのか、具体例を注記していただきたい。(例えば、「金利・株式・通貨等のデリバティブを内包した仕組債・投資信託等の有価証券」、「クレジットデフォルトスワップを参照指標として投資収益が変動するクレジットリンク商品(債券・投資信託・ローン)」など)</p>	<p>オルタナティブ投資商品の進展等を踏まえれば、様々なリスクプロファイルが考えられるところであり、今後もその多様化が進むことが考えられます。従って、その一部を取り出して例示することは馴染まないと考えます。 一般的には、デリバティブ組込型商品等のように、伝統的な金融商品に比して多種類のリスクファクターが複合的に組み込まれているような商品が想定できるところであり、ご指摘のような商品も特殊なリスク特性を有する商品として念頭においているところです。</p>	<p>社団法人 第二地方銀行協会</p>

<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (2)⑦ (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(2) ⑥</p>	<p>「ポジション枠、リスク・リミット、損失限度、ストレステストの設定に際しては、取締役会において、…各設定に際しての基本的な考え方を明確に定めているか」との記述がある一方、金融検査マニュアル(Ⅰ. 2. ②限度枠の適切な設定)には、「取締役会等は、…取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な限度枠(リスク枠、ポジション枠、損失限度枠等)を設定しているか」との記述がある。本項目の内容は、金融検査マニュアルの当該部分と同じ趣旨か。同趣旨であれば、「リスク・リミット」を「リスク枠」に改めるなど、表記を統一してはどうか。</p>	<p>監督指針における「リスク・リミット」と金融検査マニュアルにおける「リスク枠」の内容は同義ですが、誤解を生じるものではないと考えます。</p>	<p>社団法人 全国地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (2)⑨ (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(2) ⑧</p>	<p>「ストレステストの結果については、経営陣により十分な検証・分析が行われ、…」とあるが、実務的には、経営陣は、管理者にストレステストの結果について十分な検証・分析を行わせ、その結果について報告を受けて検証するという解釈でよいか。</p>	<p>経営陣自らがストレステスト結果の検証・分析に係る事務を処理することを必ずしも求めるものではありませんが、各金融機関のリスク管理態勢の実態に応じて、経営陣による十分な検証・分析を行い得る方法が選択されるべきであると考えます。</p>	<p>社団法人 第二地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)</p>	<p>証券化商品をはじめとする「市場性のあるクレジット商品」の管理方法・レベルは、あらゆる金融機関・商品に対し一律の対応を求めるものではないという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>全国銀行協会</p>

<p>(主要行等) 全体(特に、 Ⅲ-2-3-3-2 (3)) (中小・地域) 全体(特に、 Ⅱ-2-5-2(3))</p>	<p>今回の改正案には、リスク管理態勢や管理手法等についてかなり高度な対応を求める内容も一部含まれているが、保有目的や商品種類に応じ必要な管理レベルは異なる(すべての商品について一律の対応を求めるものではない)ことを確認したい。</p>	<p>従来より、監督指針の運用に当たっては、各金融機関の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要があるとしてきたところであり、今回の改正内容についても、すべての商品やすべての金融機関に一律の対応を求めようとするものではありません。いずれにしても、リスク管理態勢や管理手法等については、商品内容を踏まえ、各金融機関の規模やリスク特性等に応じて適切なものである必要があると考えます。</p>	<p>社団法人 全国地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (3) (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3)</p>	<p>本指針で要請する「リスク管理」とは、「価格評価」、「流動性リスク」等(「主要行等向け」については「パイプラインリスク」も含む)に留意し、それらリスクのうち管理対象となる資産の属性や当該資産にかかる各金融機関のビジネスモデル等に応じた個別適切なリスク管理が要請されている趣旨であることを確認したい。 例えば、対象資産が金融安定化フォーラム(FSF)で議論されたストラクチャード・プロダクトであるのか否か、各金融機関の対象資産への関与がFSFで議論されたOriginate-to-Distributeであるか否か、等に応じて「価格評価」、「流動性リスク」、「パイプラインリスク」等への留意の度合いが当然に変化しうるとの理解でよいか。</p>	<p>具体的なリスク管理手法・レベルは、各行のリスク管理の中で、証券化プロセスにおける各行の役割、商品特性、マーケット特性、市場環境、各行のエクスポージャーの状況等に応じて、適切に選択されるべきものと考えており、一律の対応を求めるものではありません。</p>	<p>日本ローン 債権市場協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (3) (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3)</p>	<p>シンジケートローンにおけるアレンジャーが売却を前提として引き受けるような場合については、特に対象条文の各項の趣旨を踏まえた取扱いが要請されると思われる一方で、かかる事例に該当しないような場合においては、自己査定に基づくリスク管理で十分と考えられる場合も存在するとの理解でよいか。</p>	<p>売却を目的としたローンについては、市場性のあるローンに該当します。売却を目的としていないローンについては、通常市場において頻繁に取引されている場合、その後のローン市場を取り巻く状況や銀行の経営方針の変化によって、当該銀行がローンを売却する可能性が生じることも考えられます。ご指摘の事例に限らず、市場性のあるローンについては、監督指針が定めるリスク管理が必要となる局面もあるものと考えられます。</p>	<p>日本ローン 債権市場協会</p>

<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (3) (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3)</p>	<p>左記関連箇所のうち「②証券化商品等投資における商品内容の適切な把握」「③市場流動性リスク」において、銀行等が証券化商品の投資や期中管理を行うに際しての内容の把握やリスク管理等に関する監督上の留意事項が示されている。 一方、4月2日に施行された「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(一部改正後)」では、「証券化商品の販売に係る留意事項」(Ⅳ-3-1-2-(5))において、金融商品取引業者が証券化商品の販売を行うに際しての原資産の内容やリスク等に関する情報の収集・伝達態勢に関する監督上の留意事項が示されている。 上記各々の監督指針において求められる「証券化商品の原資産の内容やリスク等に関する情報」について、齟齬のない整合的なものとして運用されるようご配慮いただきたい。</p>	<p>ベターレギュレーションの一環として市場関係者との対話の充実に取り組んでいるところですが、今後ともこのような取組み継続しながら、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針と整合性のある運用を行ってまいります。</p>	<p>大和SMB C 日本証券業協会 モルガンスタンレー証券</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (3) (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3)</p>	<p>「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」における証券化商品の追跡可能性の確保に係る記述、パブコメに対する金融庁の考え方を受けて日本証券業協会の「証券化商品の販売に関するワーキング・グループ」で検討されている自主規制規則の内容と、左記が互いに矛盾しないよう平仄を合わせるべきである。</p>	<p>ベターレギュレーションの一環として市場関係者との対話の充実に取り組んでいるところですが、今後ともこのような取組み継続しながら、日本証券業協会の「証券化商品の販売に関するワーキング・グループ」で検討されている自主規制の内容と整合性のある運用を行ってまいります。</p>	<p>大和SMB C 三菱UFJ証券 モルガンスタンレー証券</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)① (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3) ①</p>	<p>FSF報告書においては、「市場が存在しないような状況下における公正価値評価が困難であること」が認識されている。このような認識に基づけば、活発な値付け市場が存在するような対象資産においても、「価格評価」の手法としてイ乃至ハ、で十分ではないと思われる。かかる認識を前提とすると、各金融機関におけるリスク管理においては、イ、乃至ハ、のような手法を踏まえ(ないし参考とし)、対象資産の価格形成方法に相応しい「価格評価」に留意することが要請されている、との理解でよいか。</p>	<p>対象資産の特性やこれを取り巻く状況に応じて価格評価はなされるべきと考えます。</p>	<p>日本ローン債権市場協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)①イ</p>	<p>「可能な限り客観的な価格評価を行っているか」の後に「価格評価モデルを用いる場合」とあり、例えば「類似商品の価格を用いて評価する」ことが価格評価モデルによる評価に優先するように読めるが、例えばローン全体の評価にDCFのような評価モデルを用いている場合、必ずしも類似商品の価格を用いた評価を求められるものでもないことを確認させて頂きたい。</p>	<p>類似商品の価格は、「可能な限り客観的な価格評価」の例示として列挙しております。個々のケースでは、モデルを利用する場合が望ましいケースもあるものと考えております。</p>	<p>信託協会</p>

<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)①口</p>	<p>「リスク管理部門等において」と、「等」標記に含みが持たされてはいるものの、金融機関の内部組織に限定されるようなニュアンスを受ける。実質的には諸外国の実務のように、第三者の時価評価機関・モデル評価専門家などの独立した外部サービスを受けることも視野に入れられる表記をご検討いただきたい。 たとえば、「リスク管理部門や外部評価機関等において」との表記はいかがでしょうか。</p>	<p>ご指摘のような外部サービスをリスク管理上の時価評価額の過程で利用することは問題ありませんが、価格が適切であるか否かの判断を行うのは、あくまでもリスク管理部門等の内部組織であると考えます。</p>	<p>野村総合研究所</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)①口 (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3)①口</p>	<p>「フロント部門において算出された商品の価格を、…リスク管理部門等において、独立した立場から検証を行っているか」との記述があるが、要求される検証の水準は、算出のロジックの理解程度までと理解してよいか。すべての証券化商品等についてミドル部門が理論値を算出して検証することは現実的ではないと考える。</p>	<p>リスク管理部門による検証がどの程度必要となるかについては、各金融機関におけるリスク管理態勢の実態に応じて異なり得るものと考えます。いずれにせよ、各金融機関の規模やリスク特性に応じて適切に判断されるべきものと考えます。</p>	<p>社団法人 全国地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)①、④、⑤ (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(1)①、④、⑤</p>	<p>「① 取締役会は、(中略)市場リスク管理の方針を定めているか。」、「④ 経営陣は、(中略)リスク管理の方針を決定しているか。」、「⑤ 経営陣が(中略)リスク管理の方針を決定できるよう、(以下省略)」との着眼点が示されているが、 ○ 取締役会が定める「市場リスク管理の方針」と経営陣が定める「リスク管理の方針」には、違いがあるのか。 ○ 両者に違いがある場合、その違いについて、具体的に教えてください。</p>	<p>経営陣が定める「リスク管理の方針」としては、取締役会が定める「リスク管理の方針」に則り定められたリスク管理に関する取り決めを具体的に定めた内部規定や組織体制などを想定しています。</p>	<p>社団法人 第二地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)①ハ (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3)①ハ</p>	<p>価格評価手法等は各社のノウハウであり、個別行としてブローカー等に情報提供を求めても、十分な情報を得ることは困難である。努力規定とはいえ、金融機関側にこのような対応を求めるのであれば、行政側からも情報開示の呼びかけを行うなど、何らかの行政的な対応をお願いしたい。</p>	<p>既に、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、証券化商品における追跡可能性の確保について規定されており、実務面での対応については日本証券業協会で議論が進められているところです。 なお、当庁としては、ベターレギュレーションの一環として市場関係者との対話の充実に取り組んでいるところですが、今後ともこのような取組み継続しながら、上記監督指針と整合性のある運用を行ってまいります。</p>	<p>社団法人 全国地方銀行協会</p>

<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (3)②イ (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3) ②イ</p>	<p>格付機関は格付手法等の詳細までは公開しておらず、個別行として格付機関に情報提供を求めても、それを的確に理解するのに十分な情報を得ることは困難である。このような記載をするのであれば、行政側からも情報開示の呼びかけを行うなど、何らかの行政的な対応をお願いしたい。</p>	<p>複雑なリスク特性を有する証券化商品等を保有することによる財務面への影響を踏まえ、外部格付に過度に依存しないための態勢整備に関する着眼点を記載したものであり、必ずしも詳細・機微にわたる情報の入手を求めるものではありません。ご指摘のように、格付手法等の十分な理解に制約がある場合には、それを踏まえた外部格付の活用方法を考慮すべきと考えます。</p>	<p>社団法人 全国地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)②ハ</p>	<p>「証券化商品投資では、原資産ポートフォリオの運用・管理をオリジネーター、マネージャー等の関係者に依存していることから、関係者の能力・体制等の把握・監視に努めているか」は「リスク・リターンが関係者(オリジネーターやマネージャー等)の力量により大きな影響を受ける証券化商品等(たとえば、原資産ポートフォリオの入替を予定している運用型等)の投資においては、当該関係者の能力・体制等の把握・監視に努めているか」としてはどうか。</p>	<p>証券化商品等の性質によって、関係者やその重要性が異なるものと考えております。ご指摘のとおり、運用型の投資においては、マネージャーの能力・資質、体制等に強く依存するため、該当する関係者の把握・監視が特に重要となります。</p>	<p>信託協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 ②ハ (中小・地域) Ⅱ-2-5-2② ハ</p>	<p>原資産ポートフォリオの運用が行われているのはマネージド型案件に限られる。また、管理業務は信託等に委託されているのが一般的である。原資産の回収業務についてのことか、あるいは、不動産信託や投資法人を想定したものか、対象となる資産の定義を示してほしい。</p>	<p>証券化商品等の性質によって、関係者やその重要性が異なるものと考えております。ご指摘のとおり、運用型の投資においては、マネージャーの能力・資質、体制等に強く依存するため、該当する関係者の把握・監視が特に重要となります。</p>	<p>個人</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)③イ</p>	<p>「証券化商品等への投資や期中管理において、市場流動性を適切に検証しているか。」とあるが、「適切に検証」とは、「保有目的や国内・海外等のマーケット特性等に応じて検証」することと考えてよいか。</p>	<p>具体的なリスク管理手法は、各行のリスク管理の中で、商品特性、市場環境、マーケット特性、各行のエクスポージャーの状況に応じて、適切に選択されるべきものと考えており、一律の対応を求めるものではありません。なお、保有目的が満期保有の場合であっても、市場流動性の検証が必要な場合があると考えます。</p>	<p>信託協会</p>

<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2 (3)③イ (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3) ③イ</p>	<p>証券化商品等の市場流動性の検証方法の例示として、「a. 市場規模と自己の投資額とを比較し、過大なシェアとなっていないかを確認すること」とある。証券化商品等は個別に組成されるものであり、市場規模の把握が困難なものが多いが、市場規模と自己の投資額の比較については、どの程度のレベルの検証を求めているのか。</p>	<p>ご指摘のように、市場流動性を検証するための方法の一例として記載したものであり、必ずしも一律にすべての証券化商品に適用することを求めたものではありません。どのような手法を用いるかも含め、どの程度のレベルの市場流動性リスク管理が必要となるかについては、自らのエクスポージャーの状況等に依りて異なり得るものと考えます。</p>	<p>社団法人 全国地方銀行協会</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)③イa (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3) イa</p>	<p>私募案件が多く、網羅性のある統計が存在しないが、市場規模の把握に調査会社等の外部機関の推計値を用いても良いのか。</p>	<p>エクスポージャー等の状況に依りて、可能な限り客観的なデータを用いるべきものと考えます。</p>	<p>個人</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)③イb</p>	<p>なんらかのマーケットイベントが発生した際に、ビッド価格の問い合わせが集中すると、あらぬ風評につながる懸念される。そこで、事例としては後ろのほう(dの後ろ)にして、「<u>その他、ヒアリング等を通して、……把握すること等が考えられるが、いずれも、検証のための方法例であり、マーケットに不本意な影響を与えないよう留意すること。</u>」といった注意を促すことをご検討いただきたい。</p>	<p>本記述は、市場流動性を検証する方法の一例であり、各行が状況に依りて適切に判断することを求めているものです。</p>	<p>野村総合研究所</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)③イc (中小・地域) Ⅱ-2-5-2(3) イc</p>	<p>国内の証券化市場は私募案件が中心の市場であることから、現在、キャッシュフロー型の証券化商品のインデックスに採用されている商品は、財投機関債である住宅金融支援機構の債券、財政融資貸付金の証券化商品、生命保険会社の債券、投資法人債と証券化市場の一部の商品に限られているため、偏りのない分析は困難であるとする。もっとも、本案で示された表現はCDSや海外の証券化商品のインデックスを想定しているようにも見えるが、その理解で間違いはないか。</p>	<p>本記述でいう「各種指標等」とは、市場環境の変化の判断に資する指標等を幅広く想定しております。</p>	<p>個人</p>
<p>(主要行等) Ⅲ-2-3-3-2(3)④イ・ロ</p>	<p>「証券化(シンジケーション)業務を行うに当たっては、以上のリスクを織り込んでリスク・リターンを判断を行っているか。」とあるが、個別の取引のプライシングに織り込むことを求めているわけではないことを確認したい。</p>	<p>本記述は、必ずしもパイプラインリスク等を個別のプライシングに具体的に織り込むことまで求めるものではありませんが、パイプラインリスク等を可能な限り定量化して、リスク・リターンの判断を行うことは望ましいものと考えております。</p>	<p>全国銀行協会</p>

<p>(主要行等) Ⅲ-3-2-4-2 (1)③及びⅢ-3-2-5(3)⑤ (中小・地域) Ⅲ-4-9-4-2 (1)③及びⅢ-4-9-5(2)⑤</p>	<p>Ⅲ-4-9-5(2)⑤では、「市場の関心の強い分野に係るエクスポージャー等については、国際的なベストプラクティスを踏まえつつ、積極的な開示に努めているか」とされているが、 ○「国際的なベストプラクティス」とは、4月11日のG7声明におけるFSF報告書に示された「先進的な開示事例」と考えられるが、同報告書では、「自身が大きなエクスポージャーを保有する取引」等、具体的な基準が明示されておらず、金融機関が情報を開示するに当たり判断に迷うような表現がある。ついては、「大きなエクスポージャー」等について、具体的な基準を示していただきたい。 また、開示時期・方法については、決算公表と同時に公表する、ディスクロージャー誌で公表するなど、各金融機関の判断に委ねられるという理解でよいか。</p> <p>○ 本項目は、具体的にはいつの決算に係る開示から適用されるのか。</p>	<p>国際的なベストプラクティスとは、例えば、先般4月11日に公表された、金融安定化フォーラム(FSF)の報告書に示された先進的な開示事例或いはこれを踏まえた上での各金融機関の開示状況などが該当すると考えます。 当該規定は、金融機関自らが保有するリスク・エクスポージャーが経営に及ぼす影響等を踏まえて、各金融機関の経営判断の下に、必要な情報開示を求めることを意図したものです。 なお、本項目を含め、今回の改正内容は公表日から適用されます。</p>	<p>社団法人 第二地方銀行協会</p>
---	--	---	--------------------------

<p>① (主要行等) VIII-3-1-3 (注2)</p> <p>② (主要行等) VIII-5-2-2 (2)②</p> <p>③ (主要行等) VIII-5-2-2 (2)④</p>	<p>①「(前略)銀行には銀行代理業を含む業務の外部委託全般について監督義務があること(銀行法第12条の2第2項)から」との解釈が示されている。この点、銀行は、銀行法第52条の61第1項により内閣総理大臣の許可なく銀行代理業を営むことができる等、一般事業者とは異なる取扱いが認められている。仮に所属銀行が銀行代理業を営む銀行の外部委託全般を監督することになれば、銀行代理業を営む銀行は、銀行法第1条第2項(「銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない」)に反し、独立性を脅かされることが懸念される。従って、銀行代理業者が銀行である場合は、適用除外とするよう解釈を変更していただきたい。</p> <p>②「銀行代理業者の社内規則等について、十分な検証が行われる態勢となっているか。また、当該社内規則等の改正に当たっては、当該銀行代理業者との間で内容について十分に精査することができる態勢となっているか。」との記載があるが、この点についても銀行代理業者が銀行である場合、上記①と同様の趣旨から適用除外としていただきたい。</p> <p>③「実施した研修等の内容に対し、銀行代理業者が確実にその内容を熟知しているかの検証を行っているか。」との記載につき、上記①と同様の理由から、適用除外としていただきたい。</p>	<p>①当該文言は、銀行が代理業者に業務を委託する場合であっても、銀行法12条の2第2項により当該代理業者を外部委託先の一つとして監督する義務があるという意味で、所属銀行が銀行代理業を営む銀行の外部委託先全般を監督する義務があるという意味ではありません。また、銀行が代理業者となっており、当該代理業を再委託している場合は、当該代理業再受託者の所属銀行には、監督義務があります。</p> <p>②銀行が代理業者となっており、当該代理業を再委託している場合は、当該代理業再受託者の所属銀行には、監督義務があります。</p> <p>③銀行が代理業者となっており、当該代理業を再委託している場合は、当該代理業再受託者の所属銀行には、監督義務があります。</p>	<p>セブン銀行</p>
<p>(主要行等) VIII-5-2-2 (2)①</p> <p>(中小・地域) IV-5-2-2 (2)①</p>	<p>委託契約書の記載内容等についての十分な検証態勢として、「銀行代理業者を指導監督する観点」とは、具体的にどのような点に留意すべきか。また、委託契約の内容に銀行代理業者を指導監督できる措置を盛り込むことを求めるものではないとの理解で良いか。</p>	<p>所属銀行が契約当事者となっている場合は、当然にして契約内容等を確認のうえ契約締結を行っていると考えられますが、契約当事者となっていない場合においては、契約内容として銀行法施行規則に列挙されている事項やそれらの遵守状況のモニタリングに関する定めが規定されているかの検証が希薄となる可能性があることから、当該項目が規定されているかについて所属銀行において検証することとされているかを確認するものです。所属銀行が契約当事者となっていない場合であっても契約内容の検証態勢を確認する趣旨であることが明確となるよう文言を修正します。</p> <p>また、所属銀行による銀行代理業者の指導監督については、主要行等向け監督指針VIII-3-2-1-2-3(9)②及び中小・地域金融機関向け監督指針IV-5-2-2(2)によって所属銀行が銀行代理業者に対し必要かつ適切な監督等を行うための措置を契約書に盛り込むことが検証項目となっております。</p>	<p>全銀協 第二地銀協</p>

<p>(主要行等) Ⅷ-5-2-2 (2)②</p> <p>(中小・地域) Ⅳ-5-2-2 (2)②</p>	<p>①所属銀行が複数ある場合、検証・精査すべき銀行代理業者の社内規則等の範囲は、各所属銀行が自ら委託した銀行代理業に関する部分に限られるとの理解で良いか。</p> <p>②社内規則等の検証・精査については、その方法は問わないという理解で良いか。例えば、所属銀行が銀行代理業者と共同で、社内規則に準ずるものとして制定する「銀行代理業の運営要領」を検証することでも問題ないと考えて良いか。</p> <p>③社内規則等改正時の所属銀行による精査については、運営面で確保されていれば十分であり、社内規則等改正時の届出等を委託契約に盛り込む必要はないという理解で良いか。</p>	<p>① 貴見のとおりです。</p> <p>② 貴見のとおりです。</p> <p>③ 所属銀行等が代理業者の社内規則等の改正を把握・検証できる態勢となっていれば問題はなく、当該事項を委託契約書の記載事項として求めているものではありません。</p>	<p>①全銀協 第二地銀協</p> <p>②全銀協</p> <p>③全銀協</p>
<p>(主要行等) Ⅷ-5-2-2 (3)④</p> <p>(中小・地域) Ⅳ-5-2-2 (3)④</p>	<p>①銀行代理業者が銀行代理業に従事する職員に研修内容の確認テストを実施し、あるいは銀行代理業に従事する職員の業務の遂行状況をチェックし、その結果を所属銀行に報告することも、検証の一つの方法であると考えて良いか。</p> <p>②研修等の内容を「確実に…熟知」とあるが、適切に業務を遂行するのに支障がないレベルでの理解を求める趣旨との理解で良いか。</p>	<p>① 貴見のとおりです。</p> <p>② 貴見のとおりです。趣旨が明確となるよう文言を修正します。</p>	<p>①全銀協</p> <p>②全銀協 第二地銀協</p>
<p>(中小・地域) Ⅱ-2-5-2 (1)、(2)</p>	<p>改正案(1)リスク管理態勢、(2)リスク管理の内容・手法の主な着眼点は、主要行向け監督指針とほぼ同様の内容となっている。中小・地域金融機関では、規模や自行の経営方針等に沿った有価証券の運用方針に応じて、抱えている市場リスクの規模や特性も区々であることから、主な着眼点については現行程度にとどめ、特に複雑なリスクを抱える金融機関についてのみ「統合的なリスク管理」と同様に、『「主要行等向けの総合的な監督指針」を参照し、これに準ずるものとする』としていただきたい。</p>	<p>リスク管理態勢や管理手法等については、商品内容を踏まえ、各金融機関の規模やリスク特性に応じて適切なものとなっていることが重要であると考えており、この点は主要行のみならず中小・地域金融機関においても同様であると考えています。この趣旨は、中小・地域金融機関向け監督指針Ⅱ-2-2-1統合的なリスク管理の(1)意義でも述べられているとおりです。なお、同指針Ⅰ-3-3(2)にもあるとおり、監督指針の運用に当たっては、各金融機関の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要があると考えているところです。</p>	<p>社団法人 第二地方銀行協会</p>

<p>(中小・地域) Ⅱ-2-5-2 (2)、(3)</p>	<p>Ⅱ-2-5-2(3)において、「証券化商品をはじめとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。」とされているが、本市場性のあるクレジット商品への投資については、Ⅱ-2-5-2(2)の規定は適用されないということなのか、あるいはⅡ-2-5-2(2)の規定に加えてということなのか。</p>	<p>(2)については、一般的に市場リスク管理の内容・手法を示したもので、市場性のあるクレジット商品への投資を行うに当たっては、加えて、(3)の着眼点にも留意する必要があります。</p>	<p>社団法人 第二地方銀行協会</p>
<p>(中小・地域) Ⅳ-5-2-2 (3)①</p>	<p>所属銀行として、銀行代理業者の社内規則等について、どこまでの範囲の研修を行うべきかを示していただきたい。</p>	<p>研修の範囲は、銀行代理業の範囲であり、銀行代理業者の社内規則等全てという意味ではなく、所属銀行が委託した銀行代理業に関する部分です。</p>	<p>第二地銀協</p>
<p>(様式・参考資料編) (主要行等) (中小・地域) 別紙様式 4-23-1等</p>	<p>委託契約の締結または再委託する旨の契約の締結の許諾後、いつまでに届出を行えばよいか。</p>	<p>法令上、明確な期限は設けておりませんが、速やかに提出されることを期待します。</p>	<p>第二地銀協</p>
<p>(様式・参考資料編) (主要行等) (中小・地域) 別紙様式 4-23-1等</p>	<p>「銀行代理業の再委託の許諾届出書」の場合、①「銀行代理業の内容」、②「他に営む業務の種類」、③「銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称及び所在地」の欄には、銀行代理業再受託者について記載するという理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>第二地銀協</p>

<p>(様式・参考資料編) (主要行等) (中小・地域) 別紙様式 4-23-1等</p>	<p>再委託の場合の添付書類については、所属銀行、銀行代理業者および銀行代理業再受託者による三者契約書を締結した場合には「届出を行う銀行が契約当事者となっている契約書の写し」を、銀行代理業の再委託を許諾した場合には「許諾に関する書面」を、契約等の形態に応じ、それぞれ添付すれば良いという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>	<p>全銀協 第二地銀協</p>
---	--	------------------	----------------------